

下条地域自治組織 地域自治推進計画

下条地区振興会

1 計画期間

令和6年度～令和8年度（3ヵ年）

2 下条地区の現状

当地区は従来から地域のまとまりが強く、伝統的に子どもからお年寄りまでが参加する団体活動等が積極的に行われている。

地域活動では住民自らが知恵を出し、汗をかき、地域の理解と協力を得ながら様々な事業を創出している。過去においては特別養護老人ホームの誘致、地域先導で実現した学校法人幼稚園（現、学校法人下条学園むつみこども園）の設置などが特筆され、更に平成26年に他地域に先駆けて導入された小中一貫教育を進めるため「未来にはばたく下条っ子のために」を合言葉に、地域一丸となって子どもたちへの支援を行ってきた。加えて、地域活性化の礎を築いた商工会や商工青年会を始め、東京日野市民との交流や子ども都市体験を実施する団体、住民同士の触れ合いの場を提供するグループなど、地域のコミュニティには特色ある活動を行う団体・グループが数多く存在している。

また、当地区は歴史・文化の継承・保存活動が盛んで、新保広大寺節保存会、天神ばやし保存会、上新田八木節同好会などが伝承文化を守る活動を熱心に行っていると共に、下条地区振興会では特別プロジェクト事業を設置し、十日町市地域支援制度を活用した住民協働での「歴史・文化の伝承及び記録・保存事業」と「野首遺跡の歴史的価値の情報発信事業」を展開している。

一方、社会構造の変化や少子高齢化が進む中で、時代に即応した対応をとるため従来の事業の見直しに取り組んでいる。例えば、施設面では平成30年4月、公共施設の老朽化や利用形態の変化による施設のあり方を検討する「下条地区公共施設利活用検討委員会」を設置し、5年を経過した現在もなお活動中であり、中学校区再編問題においては、諸動向に対応するため「下条中学校統合問題を考える会」を設置し鋭意、検討を進めている。また、福祉面においては、敬老会の実施に加え、令和5年度には「子ども誕生お祝い事業」を創設し、祝金の贈呈と保健師等専門家を招いての子育て研修及び相談コーナーを設けた「子ども誕生お祝いの集い」を開催している。

当地区では、先人たちが築いた様々な施策を礎とし、今後も人材確保と健全な財政運営を図りつつ住民参加型の自治協働活動を継続発展させていく所存である。

3 下条地域の課題

- (1) 地域自治活動への若年層及び女性参加の推進
- (2) 公共施設の利活用及び整備、並びに地域活動拠点に係るあり方の検討
- (3) 歴史的文化遺産継承のための住民ニーズに即応した活動の促進
- (4) 子ども誕生支援及び高齢者健康保持支援等に即応する施策、並びに少子高齢化に対応する生活環境整備の促進
- (5) 中・長期的視点を踏まえた中学校区再編の検討及び住民意識の啓発、調整

4 下条地域の将来像、目標

◎キャッチフレーズ：「豊かな自然、確かな絆、明日に向かうふるさと下条」

- (1) 地域内の道路維持や歩道整備、住民拠点施設の改修などの生活環境整備を推進する。
- (2) 公共施設の維持・継続と有効活用の取組により、活力ある地域づくりを推進し、住民に住み継がれる“ふるさづくり”に努める。
- (3) 住民協働での自治活動を基本とし、必要な人材確保と有用な事業の調査・研究を通して、住民の負託に応える地域自治を展開する。
- (4) 地域の歴史・文化の伝承を推進すると共に、野首遺跡出土品の歴史的価値を県内外に発信しながら地元活動を事業化し、国の重要文化財登録に向けて地域の意識啓発に努める。
- (5) 青少年の健全育成を図ると共に若者世代を対象とした事業を創出し、誇りをもって住み継がれる地域づくりを推進する。
- (6) 小中一貫教育及び学区適正化問題に関する情報共有や理解の進展を図ると共に、子どもたちのより良い教育環境づくりを推進する。
- (7) 医療・福祉や子育ての環境整備を進め共生社会の実現を目指すと共に、少子高齢化に対応する生活環境整備の推進と子どもの成長や健康長寿を目指した地域活動を推進する。
- (8) ふるさとの自然環境保護を目的とした環境保護活動を推進する。
- (9) 自然災害や原子力災害に備え、地区内における防災体制の一層の連携強化を図る。
- (10) 地域の豊かな自然、新たな魅力を発掘すると共に、大地の芸術祭を活用した地域交流を深める施策を展開する。
- (11) 地区内の都市交流活動の支援を通して交流人口の増加を図り、地域の情報発信と賑わい創出を模索する。
- (12) 地域の伝統文化を未来へ継承するため、こども園・小中学校と連携し、伝統芸能等の後継者育成に努める。

5 下条地域の基本方針

【総務部会】

- (1) 町内単位での調査・点検をもとに、道路整備等の公共事業を当局に要望する。
- (2) 公共施設の管理及び整備に関する事業を展開する。
- (3) 公共施設の有効利用施策と住民活動の拠点を検討すると共に、災害時避難場所の整備を図る。
- (4) 広報紙による情報発信により振興会や地域活動等の情報共有を図る。
- (5) 地域支援員の配置を受け、下条の歴史・文化及び野首遺跡の文化遺産を未来へ継承するための特別プロジェクトを設置し、地域協働事業を推進する。

【教育・スポーツ部会】

- (1) 公民館活動を支援し、住民の社会教育活動を含む生涯学習の基盤を整備する。
- (2) 青少年を対象とした活動を支援し、青少年の健全育成と情操の涵養を図る。
- (3) 幼児教育及び義務教育への支援を充実する。
- (4) 地域の青少年スポーツ等の活動を支援する。
- (5) 中学校区再編に係る学習会や市との意見交換会、地域住民への情報発信などを行い、幼児・児童・生徒のより良い教育環境のあり方を模索する。

【生活・福祉部会】

- (1) 十日町市集落安心づくり事業の利用促進を通し、高齢者や災害弱者を守る施策を展開する。
- (2) 高齢者の健康長寿や子ども誕生を祝う事業を実施するなど、共生社会を構築するための施策を展開する。
- (3) 健康増進をテーマとする講習会を開催し、地域住民の健康増進と生活環境の充実を図る。
- (4) 地域の環境保護活動を推進し、自然保護や環境美化活動等を展開する。
- (5) 町内自主防災会及び同連絡協議会の運営を支援し、災害発生時の対策と研究を進める。

【まちづくり部会】

- (1) 大地の芸術祭開催を契機に「大地の芸術祭を下条で盛り上げる会」を立ち上げ、住民協働で地域活性化を図る。
- (2) 地域の魅力を発掘・発信する活動を支援するため、地域づくり活動を行う団体等に補助金を交付する。
- (3) 雪まつり協賛事業として、広場運営及び雪像づくり団体への報奨等を支援する。
- (4) 住民参加による地元の魅力を再発見するレクリエーション事業を実施する。
- (5) 地域グループが行う都市との交流活動を支援し、交流人口の増加を図る。
- (6) 下条地域に伝わる芸能や文化を継承する活動に対し、後継者育成を主眼とした支援を行う。

6 事業の実施計画

別紙、地域自治推進計画体系表のとおり。